

令和 5 年 7 月 2 4 日

○条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うため改正する。

[内 容]

地方自治法の条項に移動が生ずることに伴い、次の条例について当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（改正条例第1条及び第2条関係）

- (1) 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第7条関係）
- (2) 小田原市病院事業の設置等に関する条例（第7条関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 2 4 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 2 0 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。